

## 令和4年第9回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年9月21日  
13時30分～15時14分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和4年第9回海老名市農業委員会定例総会

令和4年9月21日「令和4年第9回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治    2番 宮基 功        3番 澤地 正典        4番 井上 勝  
5番 鈴木 守        6番 岩壁 正和        7番 三廻部 茂        8番 波多野 寛  
9番 市川 和美    10番 小松 佐一    11番 鈴木 徹        12番 橋本 保  
13番 青木 莊一    14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋        16番 大貫 信夫        17番 重田 政一        18番 西海 正義  
19番 西山 勝敏    20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
日程第5 議案第46号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について  
日程第6 議案第47号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 非農地証明書の証明願による専決処分について（報告）
- (5) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立たしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、6番委員、7番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきますと思います。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条の委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書5ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

**【主幹兼係長】** 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持、拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号14、申請地は、中新田■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■■■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、中新田■■■■■■■■■■■、■■■■■■、ほか■名、譲渡人は、中新田■■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は資料1-1に、公図は2枚目の1-2にございます。

**【議 長】** 地区委員の意見をお伺いいたします。8番委員。

**【8番委員】** 8月31日に■■■■■さんが来られまして、農地の田んぼをご子息の■■■さんへ世帯贈与したいので、申請書類に印鑑を押してもらいたいということで来られました。■■■さんの家では、以前から田植え、稲刈り、トラクター作業など一連の農作業を息子さんと一緒にやられているのをよく見受けられていましたので、世帯内贈与について特に問題ないと思い、判こを押しました。

**【議 長】** それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

**【主幹兼係長】** 譲受人の■■■■■さんの農家世帯としての構成員の状況は、父親である■■■■■さんと母の■■■さん、■■■さんの3人の農家世帯となっております。主な農業従事者は■■■さんで、経営主は、令和3年の農家台帳では、■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は48年、従事日数は250日、母■■■さんの農業経験年数は12年、従事日数は70日、■■■さんの農業経験年数は8年、従事日数は60日だそうです。農業経営面積は、自作地、■■■■■■■平米、借入地が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機2台、田植機

1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 昨日、現地確認してまいりました。農地の水田については、適正に作付されておりました。問題ないと思ひます。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号14について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号15と16ですが、お諮りいたします。

受付番号15と16は譲受人が同じでございます。よって、審査の進め方については、説明、質疑、意見を一括して行い、採決については1件ごとに行いたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

なお、3番委員は、譲受人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(3番委員 退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号15と16について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号15、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、座間市入谷西■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は資料2-1に、公図は2-2にございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 15の座間の■■さんですけれども、私は本人を知らないんですけれども、■■■■■■■■■■の人が9月1日に来られまして、この田んぼは■■さんという人が管理していたんですが、その人がお亡くなりになりましたので、管理する人がいないということで、少し荒れていたような感じだったんですよ。それで、場所的にも永池の横で、沼地のような田んぼで、排水も悪いので、どうしようということで、つくってくれる人を探していたんですけれども、■■さんが見つくってもいいよということで、それで農協のほうに来られて売却ということで決まりました。

【議長】 説明は一括なので、続けて16のほうもよろしくお願いたします。

【17番委員】 16の埼玉県の■■さんと千葉県■■さんですが、この人も私は会ったことがないのですけれども、同じように農協の■■■■■■■■■■のほうで一緒に田んぼのことで来られて、さっき言ったように同じような状況で探していたので、それを■■さんが、隣ということで、つくってもいいよということで、それで売却が決まりました。それでまた3番委員のほうは専業農家で、後継者もいられまして、一生懸命やっていて規模拡大ということで決まりました。

【議長】 それでは、事務局から一括して詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さん、妻の■■さん、息子の■■さんと■■さんが農業従事者で、経営主は、令和3年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は43年、従事日数は330日、妻の■■さんの農業



目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われま

一括して説明をさせていただきました。

【議長】 それでは、現地調査班の意見を一括でお願いいたします。10番委員。

【10番委員】 資料2-1並びに3-1の写真によりますと、若干草が生えている状況ですが、昨日の現地調査確認時については、草刈りを実施した様子が見られ、次回の作付並びに秋の耕作等は適切に見込まれると思います。特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号15と16について、一括して質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

初めに、受付番号15について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

続きまして、受付番号16について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(3番委員 着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号17ですが、2番委員が、譲受人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)



(2番委員 退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号17、申請地は、上河内字■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、畑、■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、上河内■■■■■■■■、■■■、譲渡人は、上河内■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は資料4-1、公図は4-2にございます。

【議長】 地区委員が退席しておりますので、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■さんと、妻の■■さん、息子の■■さんで、経営主は、令和3年の農家台帳では、■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は40年、従事日数は200日、妻の■■さんの農業経験年数は40年、従事日数は80日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【事務局長】 私のほうから補足をさせていただきたいと思ひます。あらかじめ2番委員から伺っていることということでご了解いただきたいんですけども、資料4-1の公図を見ていただきたいのですが、申請地が■■■で細長いところなんですけれども、■■■と■■■については既に2番委員のほうで所有して耕作していられるところ、■■■が■■■■さんが今持っていたらというところなんです。格好からすると、もともと■■■と■■■と■■■は1枚の農地で、3つに分かれたんじゃないかという推定もできるんですけども、お伺いしたところ、ここはもともと田んぼで、戦後の



【議長】 地区委員の私からお話をいたします。

この場所は、駅から300メートル以内ということで、第3種農地と判断できることから、転用やむなしと思います。が、しかし、周りに農地がございますので、夜間照明、また、排水等のことで農業に支障のないようにということを業者さんのほうにつけ加えておきました。

昨日、現地調査班から、転用後の田の農地への水利はどうなりますかとの質問がありました。整理のほうは、この田んぼは西側の新しくできた市道2671号線、太いほうから水利がありまして、東側の282号線のほうに排水路と水路、ここは排水路と水路が2つ並行して通っております。ですから、西側から水を入れて東側に水を落とすということになっております。それで、ここの田んぼが排水で使う最後の田んぼなんですけれども、そうすると、下に田んぼがないので、ここで草とか何かが生えちゃると、上方の田んぼの人が排水ができないということにつながりますので、業者のほうにそこら辺の管理をしっかりとってほしいということを伝えておきました。

事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらの申請は、市内の大谷に事務所を構えます株式会社■■■■■■■■が、企業送迎バスの発着所として転用したいという内容です。もともとはe-CATにて企業送迎バスの発着を行っていましたが、近年、利用頻度が高まっており、ツアーバス等の発着も相まって、e-CATにバスが入り切らない時間帯なども発生していたそうです。車両集中による事故などが懸念される中、下今泉に拠点を置く企業からの要望もあり、海老名駅の西口側の交通利便性の高い土地を探していたところ、適地として■■■■■■■■さんの所有する田がありまして、そこで合意をしたということで駐車場としての申請ということになります。

先ほど会長からもお話がありましたが、こちらの資料5-1の中ほどを見ていただきますとおり、こちらの場所は申請地のほうは3種農地ということになっております。JR海老名駅から300メートル以内ということでございます。

続きまして、資料5-3の土地利用計画図をご覧ください。図の上側が

北、右側が東、左側が西を指しております。申請地は東西の2方向を道路、いずれも市道でございます。南を畑、北を田んぼに囲まれた農地で、申請地を転圧してアスファルト舗装としまして、送迎バスの駐車場として整備するという計画です。申請地の周囲につきましては、型枠ブロック4段積みで、土砂の流出を防ぎ、80センチほどのネットフェンスにてごみ等の飛散、侵入を防ぎます。バスの出入口となる西側市道2671号線のほうですけれども、こちらに面している部分には、現在既存のフェンスがありますが、これを撤去し、出入口になる2か所部分を除き、周囲と同じ80センチのネットフェンスでコンクリートブロックで囲うということです。それによって安全を確保するということになっております。

図面の長方形の点線のとおり、点線でバスの大きさに囲われていると思うんですけれども、そのような形でバスを待機させ、図面の下、方角だと南になりますが、お客様待機所を設ける計画です。バス待機スペースは最大で13台の計画です。雨水等につきましては、土地利用計画図の南北に雨水浸透トレンチを4つ、西側に1つ、合計5か所に設けます。トレンチの両端には雨水浸透ますをつけるために、浸透ますは10か所に設置することになります。なお、敷地内のますは車道用のものにするようという指示があります。ここに雨水を集め、敷地内浸透処理とする計画になっております。また、図面の角に二重丸のような印がところどころあるんですけれども、こちらは屋外灯で、全部で5か所に設置します。安全と防犯上の面から屋外灯が必要ということで設置をすることになったそうですが、隣地が農地のため、屋外灯の形状だとか、明かりの方向については、農作物に影響のないように配慮するとのことでした。

本申請地は田で、現在、利用集積による作付が行われています。期限は、令和4年12月末までとなっておりますが、耕作者の方とは、収穫が済んだら転用準備に入ってよいとの合意が取れており、利用集積の更新希望はないということです。隣地同意書につきましては、隣接している南側の畑からは承諾済み、北側の田も、今申請地を耕作している方と同じ方がやっておられまして、利用集積で耕作しており、所有者、耕作者ともどもの同意書も取れております。隣接地に水田があることから、相模川左岸土

地改良区の意見書も取得済みで、市のまちづくり条例に基づく協議、適用審査も終了しており、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策等も図られていることから、転用やむなしと思われる。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 その前に一言、会長にお願いしたいんですが、駐車場になった場合、周囲の草刈り並びに水利の位置についてはどのような対応をされるということでしょうか。

【議長】 西側が排水になっているんですけども、そこを止めてしまうと、今度は上方の田んぼが排水ができないので、それは最低でも2回は排水路の清掃をしてほしいということで業者には言っております。

【10番委員】 草刈りについてはどうでしょうか。

【議長】 草刈りも同じく。

【10番委員】 分かりました。

それでは、現地調査の結果を発表します。農地として適切に利用されております。また、付近の営農状況への支障については、南側の畑より低い土盛りのため、土砂等の流出はないと思います。排水についても、周りの水田の西側より東に入り抜けていくため、影響はないと思われま。その他、今会長のおっしゃったとおり、駐車場の管理者が責任を持って行うということになっておりますので、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【19番委員】 質問したいんですけども、お客様待機所に屋根がつく可能性があるのかどうか。バスを待っていると、屋根がなければ当然雨が降ると濡れちゃいますけれども、将来的にはこの上に屋根がつけられるような形にしてしまうのかどうかということを確認したいんですが。

【主幹兼係長】 こちらのほうは、屋根つきについて確認をしたんですけども、この計画の時点では屋根等は建たないということでした。今のe-CATのほうでも雨でも傘で立ってもらっているということなので、やらないというようにお話になっておりました。もし上物が建つようなことになりましたら、まちづくり条例のほうにも関わってくることなので、その場合には手

続が別途必要になるかと思えます。

【19番委員】 あともう1つ、外灯の件なのですが、外灯をなるべく、ここで言うと、敷地側のぎりぎりのところに持っているような形なんですね。特に北側のほうの田んぼに対しては角のほうに外灯があるんですけども、やはり光というのは漏れますと田んぼのほうに当たって、田んぼは未熟米ができちゃうんですね。できれば外灯を敷地の真ん中のほうに持ってくるような方法があれば、そういう形でしていただきたいと私は思うんですけども。

【主幹兼係長】 こちらにつきましては、近隣の農家さんと相談して影響のないようにするというような業者の回答ですので、多分その相談の中で、位置とか向きとかについては耕作者さんの意向を通してもらえらると思えます。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございました。

【議長】 外灯の件も私からも言ってありますので、大丈夫かと思えます。  
ほかにございますでしょうか。

【6番委員】 今、19番委員からも話がありました、お客様待機所に屋根がつくのかどうか。そして、e-CATのほうはトイレがあると思うんです。ですから、ここにトイレなどもできる可能性はあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【主幹兼係長】 今後につきましては、もしかするとそういった計画が行われる可能性はありますが、現在のこの転用時におきましては、なしということでの回答とさせていただきます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、ほかに意見のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号3、申請地は、門沢橋■■■■■、登記簿地目、田、■■■■  
■平米、ほか■筆でございます。転用者は、門沢橋■■■■■■■■■■、  
■■■■■■■、転用の目的は、駐車場になります。現地の案内図につきましては、資料6-1に案内図と現地の写真、6-2と3に公図と位置図、6-4が土地利用計画図面です。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 先日、この駐車場を管理しております業者の方が見えられまして、まず説明を受けました。現在、契約している駐車場が維持困難になったということで、新しい駐車場を探しているところに、現在、申請地の地区なんです。市街化調整区域になっております。ところが、現在は畑として利用されておるために、その所有者の方のご意向を聞いたところ、駐車場にしてもいいということを確認を取りました。私も現地に確認をしにいったんですが、現状としては特に荒廃しているような地域でもなく、場所的には問題ないと。それから、隣接している方の意見もちよっと聞きましたところ、駐車場で車の出入り等があった場合、ほこり等の問題について何かあると困るので、その辺を何とかしてほしいという意見もありました。私はその業者の方にも、そういうほこりの問題が発生しないように十分に注意してほしいということを確認した上で、一応捺印をさせていただきました。今のところ、現在、13台、車を止めておるんですが、そのうち1台については他のところに転用するというので、現在の駐車されている方について、そのまま、12台ですか、移行されるような形になりまして、今現在止めている方についてもそういうことでいいという了解を取ったということ聞いております。現状、そのような形で、今回、申請いただきましたので、一応了解をいたしました。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらの申請は、今、委員さんからもご説明にありましておおり、門沢橋に管理会社を構えます株式会社■■■■■■■が門沢橋駅付近で管理している駐車場が、所有者より立ち退くようにというような申出があった

そうで、同じ門沢橋駅付近で駐車場の代替地を探していたところ、申請者と合意ができたということで、農地転用したいという旨の申請になります。

資料6-1の中段あたりに農地区分が書いてございますが、こちらの申請地は第2種農地ということになります。JR門沢橋駅から500メートル以内にありまして、第3種農地の要件に該当がないということで、10ヘクタールもないということで、第2種農地ということになります。

資料6-4の土地利用計画図をご覧ください。冊子を横向きにして、上のほうが北、右側が東、左側が西を指しております。申請地の東側が道路、市道でございます。西を田んぼ、南は転用済みの雑種地、北側は宅地に囲まれた農地です。申請地は、駐車場部分は転圧して砕石舗装処理、駐車枠は5メートル掛ける2.5メートルとして敷地内に12台収容の計画で、区画割はロープで行い、境界から1メートル離して輪止めの単管パイプを設置するという事です。

申請地の周囲につきましては、南北の境界は既存ブロックを利用し、東側道路との境界は境界ブロック、西側の田んぼの部分については土羽との境界は56平米を被害防除敷地として、駐車はせず、30度ののり面処理をすることで田んぼの所有者との合意が済んでいるとのことです。

雨水等につきましては、土地利用計画図の下に断面図がございますが、A-A'が上のA-A'と対応しておりまして、東西に切った断面図になります。東側道路方向に勾配をつけ、駐車場内の砕石舗装敷地内を浸透処理するとのことです。隣地同意につきましては、隣接している西側の田の所有者及び耕作者、北側は農地ではなく、宅地ではありますが、所有者の方と同意書がいずれも取れております。それから、東部センター開発許可、市のまちづくり条例に基づく協議は該当はございません。隣接地に水田があることから、相模川左岸土地改良区の意見書も取得しております。

それから、この一部分、576-2の13平米というこの部分なんです。この部分に関しては高圧線が通っておりまして、これについては東電の同意書も取れているということになっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲への土地の被害防



除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 農地として適切に管理されていまして。西側の水田所有者の了承を得ているということですので、土砂の流出、排水の問題等ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書7ページ、日程第3、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号8、申請地は、杉久保北■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、千葉県松戸市小金原■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、議案書のとおりです。転用の目的は、車両置場、権利の種類は、所有権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料7-1から7-6をご覧ください。なお、資料については、現地の案内図及び写真のほかに、公図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、鋼板囲い構造図をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 この場所は私の家の畑の近くなもので、よく知っておるんですけども、数年前から作物は作付けておられないで、地形の関係だと思うんですけども、ちょっとつくりにくいということで、それで、管理のほうは毎年きれいにされております。地形的に見ますと、東側が竹林、それから、

南側から西にかけての現地からは大分低くなっているというところがございます。北側が道路が通っているということがございますので、そういうことから見ましても、雨水とか土砂等で隣地に影響するようなことはないのではないかと思いますので、この案件については特別問題はないのかなというふうに思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、本社が千葉県松戸市にございます株式会社■■■■■■が、神奈川県の県央及び湘南方面のお客様に早急に車両デリバリーをするため、アクセスのよい場所を探しておりました。現在、海老名市方面にはリース車の車両置場がなく、円滑に地域のお客様に利用いただけるよう、車両置場として本件の申請に至ったものであります。本件の申請地ですが、農地の立地基準は第3種農地になります。資料7-1、中段をご覧ください。こちらは農用区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、北側道路に上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね500メートル以内に■■■■■■と大谷近隣公園が存することから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料7-3、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地は、全面を砕石敷とし、入り口を除き単管鋼板で土砂の流出及び流入を止め、被害防除措置については、隣接農地から低い位置にあるため、単管鋼板と雨水浸透トレンチを13メートル設置する計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ております。

以上、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 畑なんですけど、農地として草刈り等を行っておりましたので、適切に維持管理されている状況でした。なお、南側の畑よりの土砂等の流出は、擁壁により、ないと思われれます。擁壁のないところについては、鋼板によ

り土留めをするということですので、これも防げるのではないかと思われ  
ます。排水については、西側から東に勾配をつけ、砂利敷で固めるという  
ことです。東に排水トレンチを設置し、これに対応するということので  
すので、少しの場合でも北側の道路にしみ出す程度ということですので、特に  
問題はないかと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

【19番委員】 まず、この宅盤なんですけれども、この宅盤のつくり方は、公道海老  
名市道に対して30度ののり面をつけて宅盤をつくっていると、ある意  
味、現況地盤を利用しているんですが、宅盤が平らではない、いわゆる  
9%の勾配がついた状態で西側から東側にできているということは、車は  
本来、平らなところならば動かないんですが、勾配がついているとブレー  
キをしなければ動いてしまうという危険性があります。ですから、のり面  
の肩にある程度車止めをしておかないと、そのまま公道のほうに落ちてし  
まうということがあるということが1点。

2点目、排水です。西側から流れた水は中央部、転回広場がありますけ  
れども、ここで一旦地盤が下がっています。当然流れた水は転回広場を通  
って公道へ流れていってしまう、この危険性というか、雨の濁流が流れて  
しまうということがあるので、ある意味、この辺に側溝ますか何かをつく  
ったほうがいいんじゃないのかというのが2点。

3点目、先ほど言いましたように、上の農地の一部、擁壁ができていま  
すけれども、途中から1メートルの高さでだらだらとした形で農地が上に  
上がっている。鋼板で止めると書いてありますけれども、鋼板で果たして  
土砂が押さえ切れるのかどうかというのが分からないんですよ。今、非常  
に強度の強い雨が降ってくると、土がそのままどんと流れてしまいますの  
で、鋼板程度では押されてしまうのではないか。この辺の土留め柵を隣地  
の方とどういふふうに話し合いをしているのか、そこがちょっと分かりませ  
ん。できれば話し合いをしておいてほしい。当然、土砂が崩れれば、この宅  
地盤のところに流れてしまいますので、その場合は被害の責任はこの上の  
農地の方にありますので、そこを1つ聞いておいてほしいなと思います。

【議 長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局長】 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1番の車止めについては、どちらかというところ、まちづくり条例のほうの手続の中で、4階の都市計画や開発の関係を扱っている部署の判断になると思うんですけども、あとは、まちづくり条例の手続の中で、地域への説明があるんですが、その中で判断されることだと認識しております。まちづくりの協議が整ってからこの申請が上がってきておりますので、現状では解決済みではないかというふうな推定でのご了解をいただければと思います。

それから、2番の公道へ水が漏れちゃうんじゃないかという部分に関しても、ここはまちづくりの手続の中で道路の所管のほうに、こうやると言っているけど、問題ないかというような案内がいて、必要であれば道路の所管のほうから申請者のほうに申入れがあるはずでございまして、この辺のところも、不安はありますけれども、通常の、海老名の場合、50ミリというふうに聞いていますが、程度では水がじゃばじゃば公道のほうにあふれて何らかの支障が出るということは想定されていないというふうな考え方だと思っております。

それから、3点目、擁壁のないところなんですけど、擁壁のないところは公図、資料7-2。7-2はちょっと寝転がっちゃってしまっていて、上が東、下が西、右が南になっています。擁壁のある農地は西側の■■■です。擁壁のない農地はその東側の■■■と■■■■■■■です。■■■は、11番委員の話にもありましたように竹林です。■■■■■■■は宅地です。したがって、心配のあるところは■■■と■■■■■■■に農業委員会としてはなると思うんですが、■■■については、今、大谷にお住まいになられている■■■■■さんという方が地権者でして、そこと調整ができて、これで問題ないというような話合い、先ほど19番委員が話をされていた話合いというのはされていると思います。

問題は■■■■■■■なんですけど、■■■■■■■は、今里にお住まいの■■■ ■■■さんという方が、■■■■■の近くに元屋敷があったと思います。今は相続されて住宅が■棟ほど建っています。私たちのほうで調べたんですけども、■■■■■■■さんのこの農地を相続している方がみんな亡くなられ

ていて、お連れ合いさんも、それから、お子さんも亡くなられていて、登記簿の記載は■■■■■さんのままになっています。県のほうにこういった当たれない農地について近隣への説明というのはどのような形にしたらよろしいんでしょうかと確認したところ、それについては、こういう状況だという顛末を申請者のほうから農業委員会のほうへ出していただいて、それで県のほうで確認しますからということ。ですから、結論から申しますと、■■■■■のほうについては誰とも話合いができていないんですが、図面にもありますとおり、■■■■■さんのほうと同等の施工するということで、通常、■■■さんと同等としていただければ、隣接地で農地でそんなに差があるとは思いませんので、土留め効果というのは期待できるのかなというふうに判断をしております。

1番と2番については、よそ任せみたいな感じですが、3番については今申し上げたようないきさつがございます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号9、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、愛知県春日井市美濃町■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■、譲渡人は、綾瀬市吉岡■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、議案書のとおりです。転用の目的は、資材置場及び車両置場、権利の種類は、所有権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料8-1から8-10をご覧ください。な

お、資料につきましては、現地の案内図及び写真のほかに、公図、土地利用計画図、現況平面図、造成断面図、排水計画図、排水施設断面図、トレンチ管構造図をお配りしております。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 先日、現地の確認に行きまして、きれいになっているということを確認いたしました。それで、地面を平らにするということで、低いところを少し土を盛るということでしたが、そういうところにつきましてはH鋼を打ち込んで、コンクリート板を差し込む形で対処するということがございました。それから、排水のほうですが、新たに浸透性の設備を設置し、それで敷地内で処理するような形にしますというようなお話でございました。周りの方にもご理解いただいているということですので、近くに住宅等もございませんので、この案件につきましても、特別問題はなかなというふうに判断をいたしました。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、本社が愛知県春日井市にございます■■■株式会社ですが、営業所は藤沢市にありまして、そこは現在資材置場として借りております。申請地は、綾瀬スマートインターから15分ほどの場所にあり、本地は山林ではありますが、搬入車両の入り口の角地になるため、スムーズに出入りするために必要であるとのこと。また、当該地は6メートル道路に面しており、規模も希望どおりということで、許可後は、現在の借地を返還して当該地に移転するため、本件の申請に至ったものであります。

本件の申請地ですが、立地基準は第2種農地になります。資料8-1の中段に書いてございますとおり、農用地区域外にあり、甲種農地、第3種農地の要件はなく、市街化区域から500メートル以内の区域内にある農地の区域で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断できます。

続きまして、資料8-4、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地は、隣地事業計画地の外周にH鋼とコンクリート板を設置し、整地して、雨水浸透施設を設置の上、砂利敷きとする造

成となっており、被害防除措置としては、隣地農地や農作物に支障がないよう、土留め等を設置する計画となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意を得ております。市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

【事務局長】 補足をさせていただきます。

今日、カラーで土地利用計画図、今、議案書と一緒に送らせていただいたものは、のっぺらぼうで、この対策をしたところをどういうふうにするんだというのがなかったと思うんですけども、これは業者のほうから提出が遅れていまして、先週いただきました。それを今日お配りさせていただいている状況なんですけれども。西側に砂利や砂、資材を置き、東側は車両、重機置場として使うという全体の計画になっておりまして、台形をひっくり返したみたいな形が全体計画、そのうちの右上の隅っこの小さい台形のところが綾瀬の■■■■さんという方が持っている杉久保■■■■の農地を分筆した■■■■■■■■■■ということになっております。なお、残りの部分については、農地以外の部分については元山林で、この■■■■のほうにまだ木がいっぱい残っているんですけども、今現在は全部木を切り倒して抜根されているというような状態になっております。

以上、補足でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 現地は、写真のとおり、草刈りがきれいに実施されておりました。今回の計画については、土砂の流出、排出については、付近の農地に与える影響はないと思われれます。また、地権者、付近の地権者を含め、了承を受けているとのことですので、特に問題はないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

す。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書 8 ページ、日程第 4、議案第 4 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号 5 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに、税務署へ提出する書類の 1 つとなります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続から遺贈により取得した農地等で、農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされております。

受付番号 5、被相続人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、令和 4 年 2 月 1 3 日、申請人は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■、特例農地等の明細ですが、河原口字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■筆です。これらの農地につきまして、9 月 1 2 日に事務局で現地を確認しましたが、農地として適正に管理されていることを確認しました。また、■■■■さんの世帯は、海老名市に■■■■■■■■■■平米の耕作地を所有しております。農家世帯の構成は、■さんの妻の■■さんと長男の■さんが農家台帳に現在記載されております。所有する農機具については、耕運機が 1 台、トラクターが 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、防除機 1 台、トラック 2 台となっております。田は適切に管理されており、今後、農業を行う意思があることから、この案件につきましては問題ないと思われま

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。15 番委員。

【15 番委員】 ■■■さんですけれども、実は私の親戚筋で、被相続人はおじでありました。ですので、家族、農業経営に関しては子供の頃から存じております。相続人でございますけれども、相続人も私のいとこでございます、今現在は農協の役員をやっております。ですので、農業経営、農業知識は



十分ありますので、特段問題はありませぬので。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書9ページから10ページ、日程第5、議案第46号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

議案書9ページ、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号5、相続人は、中河内■■■■■■、■■■、相続人開始年月日が、平成14年3月6日、特例農地等の明細につきましては、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきましては、事務局で9月12日に現地調査をしましたが、全て良好に管理されておりましたので、特に問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。  
続きまして、議案書10ページ、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号6、相続人は、上河内■■■■■■■、■■■■■、相続開始年月日は、平成14年4月9日、特例農地等の明細につきましては、社家字■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりで、全て市街化調整区域内の農地でございます。これらの農地につきましては、事務局で9月12日に現地を調査しましたが、全て農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

次に、議案書11ページから14ページ、日程第6、議案第47号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号41について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号41につきましては、通常とは異なり、貸し手の■■■■■さんが農業者年金の経営移譲年金を受給される関係での手続となります。経営移譲年金を受給されるためには、農業所得の申告名義や農業共済の名義を変える必要があるほか、農地を所有している場合は、後継者に貸し付ける必要があります。■■■さん世帯の農業経営主は■■■■■さんであるため、今回、■■■■■さんから■■■■■さんへ、同じ世帯ではありますが、貸付を行うということになります。また、貸し借りの期間についても通常と異なりますので、ご説明します。

海老名市では、農用地利用集積計画による貸し借りの場合、更新手続の都合上、全て12月31日までとしておりますが、今回は令和4年10月1日から令和14年9月30日までちょうど10年間の期間となっております。これは、経営移譲年金受給のためには貸付期間を10年以上としなければならないという規定がございまして、この要件を満たすため、通常年末までとしている期間を10年間となるように設定しているものでございます。

それでは、引き続き、提案説明を行います。

受付番号41、借り手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は■■■筆で、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田及び普通畑、貸し借りの期間は、令和4年10月1日から令和14年9月30日までの10年間です。農用地域内及び農業振興地域内外の新規の計画で、借り手は、市内の農業者です。9月12日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されておりました。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号41について、質疑のある方。

【19番委員】 説明でよくわからないですけれども、年金のことにに関して、身内内で貸し借りをするというところが理解できないんですけれども、どういう状況なのか。年金という説明があったんですが、何の年金か分からないし、土地を異動しちゃうと収入がなくなっちゃうのか、分からないところがあるんですけれども。

【主任主事】 こちらは農業者年金のさらに農業経営移譲年金を受けるために、名義を■■■さんから■■■さんへ変えなければ、農業経営移譲年金が受給できないということになっているんです。

【19番委員】 よくあることなんですか。

【主任主事】 たまにあります。過去にも何例かあるんですけれども。この経営移譲年金を受給されるためには、10年以上の期間を貸付期間として期間を設

なければいけないという規定がありまして、ここで■■さんから■■さんへ、同じ世帯ではあるんですけども、名義を変えるということでございます。■■さんの収入は特にはないんです。■■さんの経営している収入の一部を■■さんにお渡ししていると伺っております。

【19番委員】 今まで恐らく農業収入としては■■さんの収入になるわけじゃないですか。それが息子さんのほうの収入からもらっている。普通ならば、親から子にもらうというのが本来ですが。

【主任主事】 子から親にという。

【19番委員】 土地があるのに収入。ちょっと流れが逆になっちゃっているような感じなんですけれども。私だけなのか分からないですけど。

【主任主事】 おっしゃるとおり、流れは逆になっちゃっているんですけども、■■さんが農業者年金の中の農業経営移譲年金というのを受給するためには、そういった手続を踏まないともらえないというふうに伺っています。

【19番委員】 普通の会社に勤めている人にとっては何かよく分からないことなんです。分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【6番委員】 農家台帳のこと、どうなっているのかなというのをちょっと確認したいんですけども。同一世帯ですよ。さっき説明がありましたっけ。

【事務局長】 同じです。説明が漏れていたかもしれませんが、農家台帳を確認して、経営移譲年金、同じ世帯でもらえるかというのをやっていますので、同じ経営世帯の中になっています。

【6番委員】 そうすると、主の農業者みたいなのがありますよね。オーナーがお父さんじゃなくて、主は息子さんなんですか。

【事務局長】 今の農家台帳では主はお父さんになります。

【6番委員】 そういう形で農家台帳というのをつくっていてもいいんですか。

【事務局長】 特に取り決めはなくて、海老名の農家台帳のつくり方は、ご申告いただいた内容で、それが主だというふうに言われたら、その方が経営主という形になって、必ずしも世帯主と一致していない場合がありますし、住所が同じでなくてもいいので、同じ経営世帯の中で別の住所になっている方もいらっしゃいます。







ませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書18ページ、非農地証明書の証明願による専決処分について(報告)を案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらにつきましては、農地法は現況主義を取っておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら、現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める土地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在農地だったとして、転用許可を受けることができる農地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの条件がありまして、全ての要件にかなう場合のみ、証明を出すことができるとなっております。

それでは、議案書の18ページ、受付番号1、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米、議案書のとおりです。申請者は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■、現在の状況ですが、元住宅の庭となっております。案内図及び現地の写真は、資料11にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、もともとは南側の農地、■■■■■■■■■■として、畑で使用しておりました。北側の土地、■■■■■■■■■■、宅地には住宅があり、所有者、■■■■■氏が宅地周辺にブロック塀を整備する際、南側にまでブロック塀を拡張し、徐々に当該住宅の庭として活用してしまっていたが、農地転用の許可が受けておりません。この後、平成17年に■■氏は、■■■■■■■■■■の宅地を申請者の母、■■■■■■■■■■氏に売却、令和4年1月に申請者が相続をしました。そして、■■■■■■■■■■の農地については、令和4年1月に■■■■■■■■■■氏から申請者が相続し、同じ筆から分筆を経て、本件土地として今に至っているところです。なお、申請の時点で北側



の住宅は滅失しております。9月6日に農地小委員会の8番委員、11番委員と事務局職員と現地確認調査に行きまして、現況は当該住宅の庭であることを確認いたしました。また、固定資産所有証明を確認し、宅地としての経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしました。

【議長】 農地小委員会の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 9月6日に申請地を確認してまいりました。今、事務局から説明がありましたとおりに、今は住宅はありませんけれども、元住宅の南側の農地を庭として利用していたものです。この庭の東側と西側の境界、これ、写真でもお分かりだと思うんですけども、元住宅地からのブロック塀が設置されています。また、大きな木の切り株が残っているということと、この土には石ころが相当混じっておりまして、農地として使用することは非常に難しいというふうに考えられます。また、周囲の農地に関わる営農条件については、現状では生じないものと判断いたしました。現状、農地としてここを使用するという事は非常に難しいのかなというふうに考えられます。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告を了承したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書19ページ、(5)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合

には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書19ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものです。受付番号19から22までの4件で、田んぼ、0、畑、1,535.76平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は大変長時間にわたりまして、また、審議件数も非常に多くて、大変でございました。特に現地調査班の10番委員には大変ご苦労さまでございました。そんな関係で、今回はこのような形で多いんですけども、今後もしろいろな形で、海老名市が発展著しい状況にありますので、いろいろ複雑な案件もこれから多くなってくるのかなというふうに想像されますけれども、そんなことを含めて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

— 了 —